

Q 生衛業とは、どういう業種ですか。

A 生衛業は、いずれも私たちの日常生活に密接に関係している業種で、理容、美容、興行場（映画館）、クリーニング業、公衆浴場、旅館・ホテル業などのサービス業と、すし、麺類、中華料理、社交業、喫茶、料理業などの飲食業、それから、食肉、食鳥肉の販売業となっております。

Q 生衛業とは、どういう組合ですか。

A 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（生衛法）に基づき設立された営業者の自主的な活動団体です。愛媛県には、業種ごとに13の生衛組合が設立されています。

Q 生衛組合員には、どんなメリットがありますか。

A 組合員は、低利な融資、各種の研修会や講習会をはじめ、経営、衛生等の相談・指導等を無料で受けることができます。

Q 日本政策金融公庫の融資を受けるには、どのような資料が必要ですか。

A 借入申込書、振興事業に係る資金証明書、創業計画書、設備の見積書、店舗平面図などがが必要です。

Q 日本公庫国民生活事業へ融資申し込みをしてから融資が決まるまでどれくらいの期間がかかりますか。

A 平均的には、3週間程度です。ただし、条件によっては時間がかかる場合もあります。

Q 担保・保証人なしで融資を受けられますか。

A 原則として、無担保・無保証人でご利用できます。

Q 女性向けの新規開業ローンはありますか。

A 女性、若者、シニア起業家資金があります。